

スイスの滞在許可制度

1 概要

日本とスイスとの間には査証免除取極が締結されているため、観光などを目的とした90日以内の滞在については、査証（ビザ）の取得は不要です。

旅行日程の変更（病気など）により、90日を超えて滞在を延長する必要がある場合は、各州の移民局等において、滞在期間の延長手続きを行う必要があります。

就労などを目的とした滞在、または90日以上滞在することが前もって明らかな場合は、日本出国前に、スイス国内の雇用主を通じるなどして入国許可の確約書を取得し、スイス入国後、改めて目的に応じた滞在許可を取得する必要があります。

なお、スイスが加盟している域外国人（※シェンゲン協定加盟国以外の国の方）の短期滞在が認められる期間に関して制限を課すシェンゲン協定の詳細については、外務省ホームページの渡航関連情報のビザ（査証）の『[欧州諸国を訪問する方へ](#)』をご覧ください。

2 スイスへの入国規定（短期滞在の方）

スイス入国の際には、10年以内に発行され、かつ有効期限がスイス出国予定日から3ヶ月以上残っている旅券を所持している必要があります。

3 スイスの滞在期間（短期滞在の方）

観光などの職業活動を伴わない90日以内の滞在の場合、滞在許可は必要ありませんが、この場合滞在できる期間は、「あらゆる180日の期間内で、最大90日間を超えない」期間となります。

詳しくは、スイス連邦移民局又は在日スイス大使館へお問い合わせください。

【詳細】[スイス連邦移民局](#)
[在日スイス大使館](#)

4 査証（V i s a）

日本とスイスの間には、査証免除取極めが結ばれているため、在日スイス大使館では査証を取得できません。そのため、滞在許可の取得は、下記5のとおり行ってください。

5 就労・就学などの滞在／90日を超える滞在

日本を出発する前に、スイスでの受け入れ先等を通じて、将来の居住地を管轄する州当局（移民局等）に滞在許可発行確約書（又は入国許可発行確約書）を直接申請しなければなりません。この確約書を取得後、確約書を携行してスイスへ入国してください。

スイス入国後は、すみやかに（スイス当局の定める日数以内に）、各州移民局等で滞在許可の取得手続きを行ってください。

スイス国籍者と結婚された方の場合、滞在許可取得の手続きはスイス入国後に開始することとされていますが、スイスへ出発される前に、事前に管轄する州当局に連絡を取り、詳しい情報を入手することをお勧めいたします。

また、2019年1月に改訂された「外国人統合法」により、EU 又は EFTA 以外の方の同伴家族、及び定住資格（Permit C）取得等については、居住地又は就労地の公用語に関する語学要件が課せられることになりましたので、詳細は手続きを行う州の移民局に確認してください。

【問い合わせ先】 [各州移民局](#)

6 滞在許可の種類

観光などの職業活動を伴わない90日以内の滞在を除き、滞在許可を取得しなければなりません。滞在許可の付与は、基本的に州の権限で、主な種別は以下のとおりです。詳しくは、スイス連邦移民局又は各州移民局にお問い合わせください。

【詳細】 [スイス連邦移民局](#)

- （1）短期滞在許可（[Kurzaufenthaltsbewilligung, Permit L](#)）
- （2）滞在許可（[Aufenthaltsbewilligung, Permit B](#)）
- （3）定住許可（[Niederlassungsbewilligung, Permit C](#)）
- （4）越境労働者許可（[Grenzgaengerbewilligung, Permit G](#)）

7 滞在資格の目的

上記6の滞在許可は、以下の目的により付与されます。詳しくは、スイス連邦移民局にお問い合わせください。

【詳細】 [スイス連邦移民局](#)

- （1）就労目的の滞在
- （2）就学目的の滞在
- （3）年金生活者のための滞在
- （4）職業訓練者（ヤング・プロフェッショナルズ）

スイスでの企業研修のため、最長で18ヶ月限定の労働許可が得られる制度です。

35歳未満、スイスでの雇用先が確定していることが条件となります。また入国時の滞在許可は1年間で、延長手続きによって更に半年間の滞在許可が得られます。

申請は、日本出国前に、在日スイス大使館を通して行ってください。

【詳細】[ヤング・プロフェッショナルズ](#)（連邦移民局）

（５）オペア・プログラム利用者

（６）家族としての滞在（家族の呼び寄せ）

８ スイスで公務につく、またはスイスにある国際機関で勤務する場合

通常、スイスにある勤務先機関が本人に代わって身分証明書発行の手続きを、直接スイス外務省に行います。詳しくは、勤務予定先機関へご相談ください。

９ 連絡先

（１）在日スイス大使館

〒106-8589 東京都港区南麻布 5-9-12

Tel: +81 (0)3 5449 8400

Fax: +81 (0)3 3473 6090

開館時間：月曜日－金曜日 09:00-12:00

土・日は休館

<https://www.eda.admin.ch/countries/japan/ja/home/representations/embassy.html>

（２）スイス連邦司法警察省・移民局

Quellenweg 6, CH-3003 Bern-Wabern, Switzerland

Tel: +41 (0)31 325 11 11

Fax: +41 (0)31 325 93 79

<https://www.sem.admin.ch/sem/en/home.html>

（３）在スイス日本国大使館

Engestrasse 53, CH-3012 Bern, Switzerland

Tel: +41 (0)31 300 22 22

Fax: +41 (0)31 300 22 56

開館時間：月曜日－金曜日 09:00-11:30, 14:00-16:30

土・日は休館

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html